

令和5年9月10日執行 三春町長選挙及び三春町議会議員一般選挙

【別冊】 選挙公営（公費負担）の手引き
公費負担様式記載例

三春町選挙管理委員会

目次

1 選挙運動用自動車

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	3
・運送契約書	3
・選挙運動用自動車の使用の契約届出書	4
・選挙運動用自動車使用証明書（自動車）	5
・請求書（選挙運動用自動車の使用・自動車）	6
・請求内訳書（選挙運動用自動車の使用・自動車）	7
(2) 一般乗用旅客自動車運送事業者以外（自動車の貸与者，燃料の供給者及び運転手）との個別契約による場合	8
・車両賃貸借契約書	8
・選挙運動用自動車燃料供給契約書	9
・自動車の運転に関する雇用契約書	10
・選挙運動用自動車の使用の契約届出書	11
・選挙運動用自動車燃料代確認申請書	12
・選挙運動用自動車燃料代確認書	13
・選挙運動用自動車使用証明書（自動車）	14
・選挙運動用自動車使用証明書（燃料代）	15
・選挙運動用自動車使用証明書（運転手）	16
・請求書（選挙運動用自動車の使用・自動車）	17
・請求内訳書（選挙運動用自動車の使用・自動車）	18
・請求書（選挙運動用自動車の使用・燃料代）	19
・請求内訳書（選挙運動用自動車の使用・燃料代）	20
・請求書（選挙運動用自動車の使用・運転手）	21
・請求内訳書（選挙運動用自動車の使用・運転手）	22
2 選挙運動用ポスターの作成	23
・選挙運動用ポスター作成契約書	23
・選挙運動用ポスター作成契約届出書	24

• 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書	25
• 選挙運動用ポスター作成枚数確認書	26
• 選挙運動用ポスター作成証明書	27
• 請求書（選挙運動用ポスターの作成）	28
• 請求内訳書（選挙運動用ポスターの作成）	29
3 選挙運動用ビラの作成	30
• 選挙運動用ビラ作成契約書	30
• 選挙運動用ビラ作成契約届出書	31
• 選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書	32
• 選挙運動用ビラ作成枚数確認書	33
• 選挙運動用ビラ作成証明書	34
• 請求書（選挙運動用ビラの作成）	35
• 請求内訳書（選挙運動用ビラの作成）	36

1 選挙運動用自動車

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 (ハイヤー・タクシー)



【(写し) 候補者→選管】

自動車一般運送契約書

三春町議会議員選挙候補者 戸籍名を記載 (以下「甲」という。) と 株式会社〇〇〇〇〇 (以下「乙」という。) は、選挙運動用自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。

- 1. 自動車の種類 小型乗用自動車
- 2. 車名 〇〇〇〇〇
- 3. 自動車登録番号
又は車両番号 福島〇〇 あ 〇〇-〇〇
- 4. 契約金額 275,000円 (1日当たり 55,000円)
- 5. 期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの5日間とする。
ただし、投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日までとする。

消費税を含んだ金額

選挙運動期間内

- 6. 請求及び支払 この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条第1項又は第2項の規定により三春町に帰属することとならなかった場合において、乙は条例の定める限度内で三春町長に請求するものとする。ただし、供託物が三春町に帰属することになる場合又は三春町長に請求する金額が契約金額よりも少ないときは、甲は乙にその不足額を支払うものとする。

- 7. その他 この契約に定めるもののほか必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

令和〇年 〇月 〇日

住所・氏名は候補者届出と一致

契約は告示日前でも可能

甲 三春町議会議員選挙候補者
住所 _____
氏名 戸籍名 印

法人の代表者印

乙 住所(所在地) _____
氏名又は名称 法人の名称 (個人の場合は個人名) 印
代表者氏名(法人の場合) 〇〇 〇〇 印

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

年 月 日

三春町選挙管理委員会委員長

年 月 日執行

三春町 選挙

候補者氏名 (※戸籍名)



次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和〇年 〇月〇日	三春町〇〇番地の〇 (株)〇〇〇〇 代表取締役 三春 太郎	9月5日～ 9月9日	275,000円	

契約書の日付と同一

契約書と同一の内容を記載すること

2 1に掲げる場合以外の場合

区分	項目	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
				借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ	年月日				円	
運転手の雇用						
燃料代						

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車輛番号を記入してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

証明日を記載
(使用の最終日以降の日)

年 月 日

年 月 日 執行

三春町 選挙

候補者氏名 (※戸籍名) (印)

下記のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

運送等契約区分 (該当する方の番号に○をしてください。)	①	一般乗用旅客自動車運送事業を営業者との運送契約による場合	2	左に掲げる契約以外の場合
契約者等の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名		三春町〇〇番地の〇 (株)〇〇〇〇 代表取締役 三春 太郎		
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考	
小型乗用自動車 福島〇〇 あ 〇〇-〇〇	令和5年9月5日	55,000円		
//	令和5年9月6日	55,000円		
//	令和5年9月7日	55,000円		
//	令和5年9月8日	55,000円		
//	令和5年9月9日	55,000円		

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、契約書と同一の内容を記載すること 者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が三春町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、三春町に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
 - (2) (1)以外の場合 15,800円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られますので、その指定した1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、三春町に支払を請求することはできません。

様式第13号（第6条関係）

請 求 書
（選挙運動用自動車の使用）

三春町長 様

選挙期日後の日付であること

年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称）



（法人にあっては、その代表者の氏名も記入する）

三春町議会議員及び三春町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請求金額 275,000円 公費負担の限度額以下であること

2 内 訳 別紙請求内訳のとおり

3 選挙名 年 月 日執行 三春町 選挙

4 候補者の氏名 (※戸籍名)

5 振 込 先

金融機関名	<u>〇〇銀行</u>	本・支店名	<u>〇〇支店</u>
口座種別	<u>普通</u>	口座番号	<u>〇〇〇〇〇</u>
フリガナ	<u>〇〇〇〇〇</u>		
口座名義	<u>〇〇〇〇〇</u>		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、三春町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙) その1

請 求 内 訳 書
(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備 考
<u>令和5年9月5日</u>	<u>55,000 円 × 1 台 = 55,000 円</u>	64,500 × 1 台 = 64,500 円	<u>55,000 円</u>	
<u>令和5年9月6日</u>	<u>55,000 円 × 1 台 = 55,000 円</u>	64,500 × 1 台 = 64,500 円	<u>55,000 円</u>	
<u>令和5年9月7日</u>	<u>55,000 円 × 1 台 = 55,000 円</u>	64,500 × 1 台 = 64,500 円	<u>55,000 円</u>	
<u>令和5年9月8日</u>	<u>55,000 円 × 1 台 = 55,000 円</u>	64,500 × 1 台 = 64,500 円	<u>55,000 円</u>	
<u>令和5年9月9日</u>	<u>55,000 円 × 1 台 = 55,000 円</u>	64,500 × 1 台 = 64,500 円	<u>55,000 円</u>	
計			<u>275,000 円</u>	

備考 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

請求書の請求金額と一致

(2) 一般乗用旅客自動車運送事業者以外（自動車の貸与者、燃料の供給者及び運転手）との個別契約による場合

【(写し) 候補者→選管】

選挙運動用自動車賃貸借契約書

三春町議会議員選挙候補者 戸籍名を記載（以下「甲」という。）と 株式会社〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

1. 自動車の種類 小型乗用自動車
2. 車 名 〇〇〇〇〇
3. 自動車登録番号
又は車両番号 福島〇〇 あ 〇〇-〇〇
4. 契約金額 100,000円（1日当たり55,000円）
5. 期 間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの5日間とする。
ただし、投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日までとする。
6. 請求及び支払 この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条第1項又は第2項の規定により三春町に帰属することとならなかった場合において、乙は条例の定める限度内で三春町長に請求するものとする。ただし、供託物が三春町に帰属することになる場合又は三春町長に請求する金額が契約金額よりも少ないときは、甲は乙にその不足額を支払うものとする。
7. そ の 他 この契約に定めるもののほか必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

令和〇年 〇 月 〇 日

契約は告示日前でも可能

甲 三春町議会議員選挙候補者

住 所 _____

氏 名 戸 籍 名 印

住所・氏名は候補者届出と一致

乙 住 所（所在地） _____

氏名又は名称 法人の名称（個人の場合は個人名） 印

代表者氏名（法人の場合） 〇〇 〇〇 印

法人の代表者印

選挙運動用自動車燃料供給契約書

三春町議会議員選挙候補者 戸籍名を記載 (以下「甲」という。) と 株式会社〇〇〇〇〇 (以下「乙」という。) は、選挙運動用自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

1. 自動車の種類 小型乗用自動車
2. 車名 〇〇〇〇〇
3. 自動車登録番号
又は車両番号 福島〇〇 あ 〇〇-〇〇
4. 契約金額 単価1円あたり税込150円とし、契約の期間中の供給総量に単価を乗じた金額とする。
5. 期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの5日間とする。
ただし、投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日までとする。
6. 請求及び支払 この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条第1項又は第2項の規定により三春町に帰属することとならなかった場合において、乙は条例の定める限度内で三春町長に請求するものとする。ただし、供託物が三春町に帰属することになる場合又は三春町長に請求する金額が契約金額よりも少ないときは、甲は乙にその不足額を支払うものとする。
7. その他 この契約に定めるもののほか必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

令和〇年 〇 月 〇 日

住所・氏名は候補者届出と一致

契約は告示日前でも可能

甲 三春町議会議員選挙候補者

住所

氏名

戸籍名

印

乙 住所(所在地)

氏名又は名称 法人の名称(個人の場合は個人名) 印

代表者氏名(法人の場合) 〇〇 〇〇 印

法人の代表者印

自動車の運転に関する雇用契約書

三春町議会議員選挙候補者 戸籍名を記載 (以下「甲」という。)と 株式会社〇〇〇〇〇 (以下「乙」という。)は、選挙運動用自動車の運転業務について、次のとおり契約を締結する。

1. 自動車の種類 小型乗用自動車
2. 車名 〇〇〇〇〇
3. 自動車登録番号
又は車両番号 福島〇〇 あ 〇〇-〇〇
4. 契約金額 1日あたり12,000円とし、この額に契約の期間中の選挙運動用自動車の運転業務を行った日数を乗じて得た金額とする。
5. 期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの5日間とする。
ただし、投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日までとする。
6. 請求及び支払 この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条第1項又は第2項の規定により三春町に帰属することとならなかった場合において、乙は条例の定める限度内で三春町長に請求するものとする。ただし、供託物が三春町に帰属することになる場合又は三春町長に請求する金額が契約金額よりも少ないときは、甲は乙にその不足額を支払うものとする。
7. その他 この契約に定めるもののほか必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

令和〇年 〇月 〇日

契約は告示日前でも可能

甲 三春町議会議員選挙候補者

住所

氏名

戸籍名

印

住所・氏名は候補者届出と一致

乙 住所

氏名

〇〇 〇〇

印

運転手個人名記載

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

年 月 日

三春町選挙管理委員会委員長

年 月 日執行

三春町 選挙

候補者氏名 (※戸籍名)



次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
			円	

契約書の日付と同一

契約書と同一の内容を記載すること

2 1に掲げる場合以外の場合

区分	項目	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
				借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ		令和〇年〇月〇日	三春町〇〇番地の〇(株)〇〇〇〇 代表取締役 三春 太郎	9月5日～9月9日	100,000円	
	運転手の雇用	令和〇年〇月〇日	三春町〇〇番地の〇 三春 次郎	9月5日～9月9日	60,000円	
燃料代		令和〇年〇月〇日	三春町〇〇番地の〇(株)〇〇〇〇 代表取締役 三春 三郎	福島〇〇あ〇〇-〇〇	50,000円	10 150円 (税込)

自動車登録番号又は車両番号を記載

単価契約の場合は契約の見込額を記載

単価契約を締結した場合は契約単価を記入する

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては車の自動車登録番号又は車両番号を記入してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

年 月 日

三春町選挙管理委員会委員長

年 月 日 執行
三春町 選挙

候補者氏名（※戸籍名）



次の選挙運動用自動車燃料代につき、三春町議会議員及び三春町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

1 契約年月日 年 月 日 契約書と同一の内容を記載すること

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人に於てはその代表者の氏名
(株)〇〇〇〇 代表取締役 三春 三郎
三春町〇〇番地の〇

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
小型乗用自動車 福島〇〇〇 あ 〇〇-〇〇

4 確認申請金額 38,500 円

金額は一致

区分	購入金額	左のうち確認済み 又は確認申請金額
前回までの累積金額(a)	8,250円	円
今回の購入金額(b)	40,000円	38,500円
燃料代計(a) + (b)	48,250円	円
備考		

備考

- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から三春町選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。

選挙運動用自動車燃料代確認書

第 号

年 月 日

三春町選挙管理委員会

委員長



三春町議会議員及び三春町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定により、次の選挙運動用自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

- 1 年 月 日執行 三春町 選挙
- 2 候補者の氏名 (※戸籍名)
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車輛番号
- 4 確認金額 38,500 円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物を没収された場合には、燃料供給業者は、三春町に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

年 月 日

年 月 日 執行

三春町

候補者氏名 (※戸籍名) ㊟

下記のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

運送等契約区分 (該当する方の番号に○ をしてください。)	1	一般乗用旅客自動車運送事 業を営業者との運送契 約による場合	②	左に掲げる契約以外の場合
契約者等の氏名又は名称及び住所又は所在地 並びに法人にあってはその代表者の氏名		三春町〇〇番地の〇 (株)〇〇〇〇 代表取締役 三春 太郎		
車種及び自動車登録番 号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考	
小型乗用自動車 福島〇〇 あ 〇〇-〇〇	令和5年9月5日	20,000円		
〃	令和5年9月6日	20,000円		
〃	令和5年9月7日	20,000円		
〃	令和5年9月8日	20,000円		
〃	令和5年9月9日	20,000円		

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、契約書と同一の内容を記載すること 者から運
送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が三春町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、三
春町に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
(2) (1)以外の場合 16,100円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の
1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費
負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一
の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により
2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指
定する1台に限られますので、その指定した1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運
動用自動車以外の選挙運動用自動車については、三春町に支払を請求することはできませ
ん。

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

年 月 日

年 月 日執行

三春町

選挙

契約書と同一の内容を記載すること

候補者氏名 (※戸籍名)

印

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

燃料供給業者の住所、名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	三春町〇〇番地の〇 (株)〇〇〇〇 代表取締役 三春 三郎			
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
令和5年9月6日	小型乗用自動車 福島〇〇 あ 〇〇-〇〇	55ℓ	8,250円	1ℓ当たり 150円
令和5年9月8日	小型乗用自動車 福島〇〇 あ 〇〇-〇〇	50ℓ	7,500円	(税込)
令和5年9月9日	小型乗用自動車 福島〇〇 あ 〇〇-〇〇	45ℓ	6,750円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、候補者から給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が三春町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、三春町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

年 月 日

年 月 日 執行

三春町 選挙

候補者氏名 (※戸籍名)

印

契約書と同一の内容を記載すること

下記のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

運転手の氏名及び住所	住所	三春町〇〇番地の〇	
	氏名	三春 次郎	
雇用年月日	報酬の額	備考	
令和5年9月5日	12,000円		
令和5年9月6日	12,000円		
令和5年9月7日	12,000円		
令和5年9月8日	12,000円		
令和5年9月9日	12,000円		

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 運転手が三春町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、三春町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定した1人のみについて記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、三春町に支払を請求することはできません。

様式第13号（第6条関係）

請 求 書
（選挙運動用自動車の使用）

三春町長 様

選挙期日後の日付であること

年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称）

㊟

（法人にあっては、その代表者の氏名も記入する）

三春町議会議員及び三春町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請求金額 80,500円

公費負担の限度額以下であること

2 内 訳 別紙請求内訳のとおり

3 選挙名 年 月 日執行 三春町 選挙

4 候補者の氏名 (※戸籍名)

5 振込先

金融機関名	<u>〇〇銀行</u>	本・支店名	<u>〇〇支店</u>
口座種別	<u>普通</u>	口座番号	<u>〇〇〇〇〇</u>
フリガナ	<u>〇〇〇〇〇</u>		
口座名義	<u>〇〇〇〇〇</u>		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、三春町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙) その2

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備 考
<u>令和5年9月5日</u>	20,000 円 × 1 台 = 20,000 円	16,100 × 1 台 = 16,100 円	16,100 円	
<u>令和5年9月6日</u>	20,000 円 × 1 台 = 20,000 円	16,100 × 1 台 = 16,100 円	16,100 円	
<u>令和5年9月7日</u>	20,000 円 × 1 台 = 20,000 円	16,100 × 1 台 = 16,100 円	16,100 円	
<u>令和5年9月8日</u>	20,000 円 × 1 台 = 20,000 円	16,100 × 1 台 = 16,100 円	16,100 円	
<u>令和5年9月9日</u>	20,000 円 × 1 台 = 20,000 円	16,100 × 1 台 = 16,100 円	16,100 円	
計			80,500 円	

備考

- 1 「運送金額」欄は、借入期間ではなく選挙運動期間のみの額を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

様式第13号（第6条関係）

請 求 書
（選挙運動用自動車の使用）

三春町長 様

選挙期日後の日付であること

年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称）

㊟

（法人にあつては、その代表者の氏名も記入する）

三春町議会議員及び三春町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請求金額 22,500円

公費負担の限度額以下であること

2 内 訳 別紙請求内訳のとおり

3 選挙名 年 月 日執行 三春町 選挙

4 候補者の氏名 (※戸籍名)

5 振込先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
口座種別	普通	口座番号	〇〇〇〇〇
フリガナ	〇〇〇〇〇		
口座名義	〇〇〇〇〇		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、三春町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙) その2

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和5年9月6日	小型乗用自動車 福島〇〇 あ 〇〇-〇〇	150円×55ℓ=8,250円	/	/	
令和5年9月8日	小型乗用自動車 福島〇〇 あ 〇〇-〇〇	150円×50ℓ=7,500円			
令和5年9月9日	小型乗用自動車 福島〇〇 あ 〇〇-〇〇	150円×45ℓ=6,750円			
計		22,500円	38,500円	22,500円	

備考

- 1 「基準限度額」の計欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(ア)の計又は(イ)の計のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(ア)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

請求書の請求金額と一致

様式第13号（第6条関係）

請 求 書
（選挙運動用自動車の使用）

三春町長 様

選挙期日後の日付であること

年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称） 個人名（運転手） 印

（法人にあつては、その代表者の氏名も記入する）

三春町議会議員及び三春町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

1 請求金額 60,000円 公費負担の限度額以下であること

2 内 訳 別紙請求内訳のとおり

3 選挙名 年 月 日執行 三春町 選挙

4 候補者の氏名 (※戸籍名)

5 振 込 先

金融機関名	<u>〇〇銀行</u>	本・支店名	<u>〇〇支店</u>
口座種別	<u>普通</u>	口座番号	<u>〇〇〇〇〇</u>
フリガナ	<u>〇〇〇〇〇</u>		
口座名義	<u>〇〇〇〇〇</u>		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、三春町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

(別紙) その2

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(3) 運転手

雇用年月日	報酬 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和5年9月5日	12,000円	12,500円	12,000円	
令和5年9月6日	12,000円	12,500円	12,000円	
令和5年9月7日	12,000円	12,500円	12,000円	
令和5年9月8日	12,000円	12,500円	12,000円	
令和5年9月9日	12,000円	12,500円	12,000円	
計			60,000円	

備考 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

請求書の請求金額と一致

2 選挙運動用ポスターの作成



【(写し) 候補者→選管】

選挙運動用ポスター作成契約書

三春町議会議員選挙候補者 戸籍名を記載 (以下「甲」という。) と 株式会社〇〇〇〇〇 (以下「乙」という。) は、選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。

- | | |
|-----------|--|
| 1. 品名 | <u>公職選挙法第143条第1項第5号に定めるポスター</u> |
| 2. 規格 | <u>42cm×30cm</u> |
| 3. 数量 | <u>50枚</u> |
| 4. 契約金額 | <u>1,200,000円 (単価 10,000円)</u> |
| 5. 納入期限 | <u>令和〇年〇月〇日</u> |
| 6. 請求及び支払 | この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条第1項又は第2項の規定により三春町に帰属することとならなかった場合において、乙は条例の定める限度内で三春町長に請求するものとする。ただし、供託物が三春町に帰属することになる場合又は三春町長に請求する金額が契約金額よりも少ないときは、甲は乙にその不足額を支払うものとする。 |

消費税を含んだ金額

告示日前でも可能ですが、契約日以降となります。

7. その他 この契約に定めるもののほか必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

令和〇年 〇月 〇日

住所・氏名は候補者届出と一致

契約は告示日前でも可能

甲 三春町議会議員選挙候補者

住所

氏名

戸籍名

印

乙 住所(所在地)

氏名又は名称 法人の名称(個人の場合は個人名) 印

代表者氏名(法人の場合) 〇〇 〇〇 印

法人の代表者印

様式第3号（第2条関係）

選挙運動用ポスター作成契約届出書

年 月 日

三春町選挙管理委員会委員長

年 月 日執行

三春町

選挙

候補者氏名 (※戸籍名)

印

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和〇年 〇月〇日	三春町〇〇番地の〇 (株)〇〇〇〇 代表取締役 三春 太郎	120枚	1,200,000円	単価 10,000円

契約書と同一の内容を記載すること

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

様式第6号（第3条関係）

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

年 月 日

三春町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日 執行
 三春町 選挙
 候補者氏名（※戸籍名） ㊟

次のポスター作成枚数につき、三春町議会議員及び三春町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 令和〇年 〇月 〇日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
三春町〇〇番地の〇
(株)〇〇〇〇 代表取締役 三春 太郎
- 3 確認申請枚数 117 枚

ポスター掲示場数
 (117箇所) 以内

区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	<u>0</u> 枚	<u>0</u> 枚
今回の枚数(b)	<u>120</u> 枚	<u>117</u> 枚
枚数計(a) + (b)	<u>120</u> 枚	<u>117</u> 枚
備考		枚数は一致します

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から郡山市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

様式第9号（第3条関係）

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

第 号

年 月 日

三春町選挙管理委員会

委員長



三春町議会議員及び三春町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

1 年 月 日執行 三春町 選挙

2 候補者の氏名 (※戸籍名)

3 確認枚数 117 枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には選挙運動用ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、三春町に支払を請求することはできません。

選挙運動用ポスター作成証明書

契約の履行後（納期後）の日付であること
年 月 日
年 月 日 執行
三春町 選挙
候補者 (※戸籍名) 印

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名	<u>三春町〇〇番地の〇</u> <u>(株)〇〇〇〇 代表取締役 三春 太郎</u>
作成枚数	1 2 0 枚
作成金額	1, 2 0 0, 0 0 0 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数	1 1 7 箇所

契約書と同一の内容を記載してください。

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が三春町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、三春町に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚数
当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数
 - (2) 限度額
ア 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{541円31銭 \times \text{ポスター掲示場数} + 316,250}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価（1円未満の端数は切上げ）}$$

単価 × (1) の枚数 = 限度額

様式第15号（第6条関係）

請 求 書
 (選挙運動用ポスターの作成)

年 月 日

三春町長 様

住所（所在地）

氏名（名称）



（法人にあつては、その代表者の氏名も記入する）

三春町議会議員及び三春町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 年 月 日執行 三春町 選挙
- 4 候補者の氏名 (※戸籍名)
- 5 振込先

金融機関名	<u>〇〇銀行</u>	本・支店名	<u>〇〇支店</u>
口座種別	<u>普通</u>	口座番号	<u>〇〇〇〇〇</u>
フリガナ	<u>〇〇〇〇〇</u>		
口座名義	<u>〇〇〇〇〇</u>		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、三春町に支払を請求することはできません。

(別紙)

請 求 内 訳 書

候補者氏名 (※戸籍名)

選挙における ポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 A×B	単価 C	枚数 D	金額 C×D	単価 E	枚数 F	金額 E×F	
117箇所	円 10,000	枚 120	円 1,200,000	円 3,245	枚 117	円 379,665	円 3,245	枚 117	円 379,665	

備考

- 1 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の当該選挙区におけるポスター掲示場数を記載してください。
- 2 D欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 E欄には、A欄とC欄とを比較して少ない法の額を記載してください。
- 4 F欄には、B欄とD欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 5 E×Fの欄には1円未満の端数が生じた場合は、その端数を1円としてください。

3 選挙運動用ビラの作成



【(写し) 候補者→選管】

選挙運動用ビラ作成契約書

三春町議会議員選挙候補者 戸籍名を記載 (以下「甲」という。) と 株式会社〇〇〇〇〇 (以下「乙」という。) は、選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約を締結する。

- 1. 品 名 公職選挙法第142条に定めるビラ
- 2. 規 格 29.7cm×21cm
- 3. 数 量 2,000枚
- 4. 契約金額 19,800円 (単価 9円90銭)
- 5. 納入期限 令和〇年〇月〇日
- 6. 請求及び支払 この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条第1項又は第2項の規定により三春町に帰属することとならなかった場合において、乙は条例の定める限度内で三春町長に請求するものとする。ただし、供託物が三春町に帰属することになる場合又は三春町長に請求する金額が契約金額よりも少ないときは、甲は乙にその不足額を支払うものとする。

法令規格内 (長さ 29.7 cm×幅 21 cm以内)

消費税を含んだ金額

告示日前でも可能ですが、契約日以降となります。

- 7. その他 この契約に定めるもののほか必要な事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

令和〇年 〇 月 〇 日

住所・氏名は候補者届出と一致

契約は告示日前でも可能

甲 三春町議会議員選挙候補者

住 所 _____

氏 名 戸 籍 名 印

乙 住 所 (所在地) _____

氏名又は名称 法人の名称 (個人の場合は個人名) 印

代表者氏名 (法人の場合) 〇〇 〇〇 印

法人の代表者印

様式第2号（第2条関係）

選挙運動用ビラ作成契約届出書

年 月 日

三春町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日 執行

三春町 選挙

候補者 (※戸籍名)

㊞

次のとおり選挙運動用ビラの作成の契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所又は所在地 並びに法人にあってはそ の代表者の氏名	契約内容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和〇年 〇月〇日	三春町〇〇番地の〇 (株)〇〇〇〇 代表取締役 三春 太郎	2, 0 0 0枚	1 9, 8 0 0円	単価 9円90銭
		契約書と同一の内容を記載すること		

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

様式第5号（第3条関係）

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

年 月 日

三春町選挙管理委員会委員長

年 月 日執行
三春町 選挙
候補者氏名（※戸籍名）



次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、三春町議会議員及び三春町長の選挙における選挙運動用の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 令和〇年 〇月 〇日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
三春町〇〇番地の〇
(株)〇〇〇〇 代表取締役 三春 太郎
- 3 確認申請枚数 1,600 枚

議員は1,600枚
町長は5,000枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済み 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	<u>0</u> 枚	<u>0</u> 枚
今回の枚数 (b)	<u>2,000</u> 枚	<u>1,600</u> 枚
枚数計 (a) + (b)	<u>2,000</u> 枚	<u>1,600</u> 枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から三 枚数は一致します 出して
ください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

第 号

年 月 日

三春町選挙管理委員会
委員長



三春町議会議員及び三春町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、下記のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

- 1 年 月 日 執行 三春町 選挙
- 2 候補者の氏名 (※戸籍名)
- 3 確認枚数 1,600 枚

備考

- 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、三春町に支払を請求することはできません。

選挙運動用ビラ作成証明書

契約の履行後（納期後）の日付であること
年 月 日
年 月 日 執行
三春町 選挙
 候補者氏名 (※戸籍名) ㊟

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明いたします。

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	三春町〇〇番地の〇 (株)〇〇〇〇 代表取締役 三春 太郎
作 成 枚 数	2, 0 0 0 枚
作 成 金 額	1 9, 8 0 0 円
備 考	契約書と同一の内容を記載してください。

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が三春町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、三春町に支払を請求することはできません。
- 4 一人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は次のとおりです。
 - (1) 町村長 枚数 5, 0 0 0 枚、町村議会議員 枚数 1, 6 0 0 枚
 - (2) 限度額 7円73銭（単価）×（1）の枚数＝限度額

様式第14号（第6条関係）

請 求 書
（選挙運動用ビラの作成）

年 月 日

三春町長 様

住所（所在地）

氏名（名称）



（法人にあつては、その代表者の氏名も記入する）

三春町議会議員及び三春町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

- 1 請求金額 12,368 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 年 月 日執行 三春町 選挙
- 4 候補者の氏名 (※戸籍名)
- 5 振込先

金融機関名	<u>〇〇銀行</u>	本・支店名	<u>〇〇支店</u>
口座種別	<u>普通</u>	口座番号	<u>〇〇〇〇〇</u>
フリガナ	<u>〇〇〇〇〇</u>		
口座名義	<u>〇〇〇〇〇</u>		

備考

- この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、三春町に支払を請求することはできません。
- この請求書には、作成したビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付してください。

別紙)

請 求 内 訳 書

候補者氏名 (※戸籍名)

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 A×B	単価 C	枚数 D	金額 C×D	単価 E	枚数 F	金額 E×F	
円 9.90	枚 2,000	円 19,800	円 7.73	枚 1,600	円 12,368	円 7.73	枚 1,600	円 12,368	

備考

- 1 D欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 E欄には、A欄とC欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 F欄には、B欄とD欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。